

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月2日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	かつらぎ町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.katsuragi.wakayama.jp/010/190/20190626170955.html

執行機関名 かつらぎ町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		かつらぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第4の項 かつらぎ町地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第41号)による障害者地域生活支援事業の実施に関する事務であって要綱で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条	かつらぎ町地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第41号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この規則は、 <u>障害者、障害児及び難病患者等</u> (以下「障害者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって <u>障害者等の福祉の増進</u> を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		かつらぎ町地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第41号) かつらぎ町障害者移動支援事業実施要綱(平成22年要綱第42号) かつらぎ町日中一時支援事業実施要綱(平成22年要綱第40号) かつらぎ町訪問入浴サービス事業実施要綱(平成22年要綱第41号) かつらぎ町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成27年告示第252号)